

## (新たな資源化・延命化対策 検討項目)

## 4 持続可能な廃棄物適正処理体制の整備(新たな資源化・延命化等対策)

廃棄物の適正処理を持続するため、以下の体制整備を図るとともに、新たな延命化対策の実施について検討・実施することとします。

## (1) 持続可能な廃棄物適正処理体制の整備

対策の実施による廃棄物減量効果、公益活動支援の必要性や事業系廃棄物適正処理体制に係るセーフティネット効果等を踏まえ、以下の事項について基本的な方針を決定し、詳細については速やかに本市一般廃棄物処理基本計画等において定めることとします。

## (概要)

受入停止の例外となる廃棄物の検討を行います。併せて、当該廃棄物の適正処理(減容化・資源化・分別搬入方法)のあり方や事業者負担のあり方について検討し、基本的な事項をお示しします。

また、当該廃棄物の分別搬入方法や事業者負担のあり方についてお示しします。

## (2) 新たな埋立処分場延命化対策

## (概要)

限りある貴重な空間である最終処分場を少しでも長く利用するため、新たな延命化対策に係る基本的な方針をお示しします。

## ▽ 方針案

ア 搬入廃棄物の減量対策を講じた上で、新たな資源化・減容化等の中間処理を実施し、最終処分量の減量を図ります。

イ 毎年度埋立量の測定し、この要因を分析することで、適宜、延命化対策の見直しを図ります。

ウ 市民・事業者に積極的な情報発信・啓発を行うことにより協力を依頼します。

## (3) 廃棄物処理施設の計画的な整備

## (概要)

本市廃棄物処理施設の整備指針についてお示しします。

## (4) 新たな資源化・延命化等対策の効果

## (概要)

新たな延命化対策の実施を踏まえた廃棄物最終処分量の見込みや処分残余量見込みについてお示しします。